# 2025年度

# 国立がん研究センター研究開発費 事務処理要領

更新:令和7年11月1日

国立研究開発法人国立がん研究センター

# 目 次

0	日程について(予定)	3
1	研究班の組織について	3
2	国立がん研究センター研究開発費による研究事業への参加条件について	3
3	研究計画書提出について	5
4	研究計画・交付申請書提出について	5
5	交付決定の通知及び委託契約等の手続きについて	5
6	研究事業の開始について	6
7	国立がん研究センター研究開発費の取扱について	6
8	国立がん研究センター研究開発費の費目について	7
9	取得物品の取扱について	12
10	事業計画の変更について	12
11	委託契約の解除等について	12
12	研究費の繰越について	13
13	研究費の精算について	13
14	収支決算報告について	13
15	支出証拠書類について	14
16	特許権等の取扱について	15
17	研究成果の公表について	15
18	中間・事後評価研究報告書提出について	15
19	研究報告書提出について	15
20	研究報告書の一般公開について	15
21	健康危険情報の報告について	15

# 0 日程について(予定)

対象	事 項	日程
全課題 (研究代表者)	内定通知	3月31日
全課題 (研究代表者)	交付申請書提出	4月23日
全課題 (研究代表者)	交付決定通知*	5月中旬
対象課題 (外部施設研究分担者)	委託契約締結	6月下旬以降
対象課題 (外部施設研究分担者)	委託研究費概算払い	8月上旬以降
全課題 (研究代表者)	中間・事後報告書提出	12 月中
全課題 (研究代表者)	中間・事後口演評価会	1月~2月
対象課題 (研究代表者)	繰越申請書	2月中
全課題 (研究代表者)	収支決算報告書提出	5月31日
全課題 (研究代表者)	実績報告書提出	6月上旬
全課題 (研究代表者)	がん研究DB実績登録*	6月下旬
全課題 (研究代表者)	交付額確定通知	7~8月
対象課題 (外部施設研究分担者)	委託研究費返金請求書	7~8月

<sup>\*</sup>萌芽的研究課題を除く。

# 1 研究班の組織について

# (1) 研究代表者

研究課題を総括し、国立研究開発法人国立がん研究センター運営費交付金研究開発費(以下「国立がん研究センター研究開発費」という。)による研究事業の遂行に関して全ての責任を負うもの。国立研究開発法人国立がん研究センター(以下「センター」という。)の役職員(非常勤職員を含む)であることを原則とする。

## (2) 研究分担者

研究代表者と研究項目を分担するもの。センターの役職員以外の研究者も就くことができる。

# (3) 研究協力者

研究代表者及び研究分担者の責任の下、国立がん研究センター研究開発費による研究事業の遂行に協力する研究者等(具体的には教授、准教授、助教の他、特任研究員、研究補助員、研究補助員、事務補佐を担当するもの、学生、派遣スタッフ、企業等における主任、リーダー等)。なお、研究協力者は研究費の受給は行わない。

# 2 国立がん研究センター研究開発費による研究事業への参加条件について

国立がん研究センター研究開発費の適正な執行を担保するため、研究事業に参加する研究代表者、研究分担者及びそれらの者が所属する研究機関について、以下の条件を設ける。

# (1) 研究上の不正行為について

# ア 公的研究費等の不適正経理等に係る履歴について

過去に受給した公的研究費又は運営費交付金等の基盤的経費その他の省庁の予算の配分又は措置による研究費(以下「公的研究費等」という。)において、本人又は管理及び経理に係る事務を委任された機関において、不適正な管理若しくは経理を行ったこと又はそれに共謀したこと(以下「不適正経理等」という。)により、公的研究費等の配分機関等から研究費の一部又は全部の返還を命じられたことがある者は、不適正経理等の内容に応じ、以下を目安として、返還を命じられた年度の翌年度以降1から10年間、研究事業に参加できないこととする。

- ・ 個人の経済的利益を得るために使用した場合 10年
- ・ 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断される場合 5年
- ・ 上記以外の場合 1~4年(ただし、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断 され、かつ不正使用額が少額な場合は参加制限を科さない。)
- ・ 自らは直接関与していないものの、補助金を管理する責任者としての義務(善管注意義務)に違反したと認められる場合 1年又は2年(ただし、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合は参加制限を科さない。)

ただし、不適正経理等が行われた公的研究費等について、当該研究費における当該研究者に係る参加制限等の処分が別に設けられている場合は、国立がん研究センター研究開発費による研究事業においても、それに準じた取扱を行うこととする。

# イ 虚偽の申請による公的研究費等の受給に係る履歴について

過去に、公的研究費等の配分機関等に故意又は重大な過失により虚偽の内容を申請するなどして、申請に係る公正な審査を妨げ、公的研究費等を不正に受給したことにより、公的研究費等の配分機関等から研究費の一部又は全部の返還を命じられたことがある者は、返還を命じられた年度の翌年度以降5年間、研究事業に参加できないこととする。

ただし、当該の不正な受給が行われた公的研究費等について、当該研究費における当該研究者に係る参加制限等の処分が別に設けられている場合は、国立がん研究センター研究開発費による研究事業においても、それに準じた取扱を行うこととする。

# ウ 研究上の不正行為に係る履歴について

過去に、公的研究費等による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったと認定されたことがある者(研究論文・報告書等の著者でないが、研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)に関与したと認定されたことがある者を含む。)は、不正行為の程度等により、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間、研究事業に参加できないこととする。

また、過去に不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の 責任者として、注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者について は、同様に、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間、研究事業に参加 できないものとする。

ただし、当該不正行為が行われた公的研究費等について、当該研究費における当該研究者に係る参加制限等の処分が別に設けられている場合は、国立がん研究センター研究開発費による研究事業においても、それに準じた取扱を行うこととする。

#### (2) 事務委任について

研究代表者及び自ら主体的に研究費を使用する研究分担者の所属機関は、「公的研究費の不正 使用等の防止に関する取組について」(平成18年8月31日付総合科学技術会議決定)にお いて示された指針に準じて、国立がん研究センター研究開発費の経理及び管理事務については、研究者の個人経理(研究者本人が経費支出手続きに直接関わる等)を禁止し、研究費の適正な取扱及び管理体制の確保が図られていること。

(3)「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定)への対応について

研究代表者及び研究分担者が所属する研究機関は、「厚生労働分野の研究活動における不正 行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学 課長決定)に基づく規程、体制の整備等を行っていること。

# (4) 利益相反(COI)管理について

# ア センター所属研究者の場合

国立研究開発法人国立がん研究センター利益相反(COI)管理規程(平成22年4月1日規程第59号)を遵守し、COI管理委員会の承認を受けなければならない。

# イ センター以外に所属する研究者の場合

所属施設の利益相反管理規定を遵守し、COI管理委員会の承認を受けなければならない。 ただし、所属施設において利益相反管理規程を定めておらず、又はCOI委員会が設置されていない場合は、その所属機関長から国立研究開発法人国立がん研究センター理事長(以下「理事長」という。)に対し、当該研究者のCOI管理を依頼することができる。また、理事長はその所属機関長に対し、COIについて指導、管理を要請することができる。

# 3 研究計画書提出について

新規に、国立がん研究センター研究開発費の交付を受けようとする研究代表者自らが、研究の概要等について、評価を受けるために理事長に提出する。

研究計画書(以下「計画書」という。)は、統合様式である国立がん研究センター研究開発費新規課題研究計画書様式「様式1」及び「別紙1-A」を使用する。計画書の提出時期及び作成要領については別途定める。

# 4 研究計画・交付申請書提出について

研究課題の内定通知を受けた研究代表者は、理事長に研究計画・交付申請書(以下「申請書」という。)を提出し、承認を得るものとする。

申請書は、統合様式である国立がん研究センター研究開発費研究計画・交付申請書様式「様式 2」及び「別紙2-A」を使用する。申請書の提出時期及び作成要領については別途定める。

### 5 交付決定の通知及び委託契約等の手続きについて

理事長は提出された申請書を承認した場合には、研究代表者宛に交付決定通知を行う。交付決 定通知後、センター以外に所属する研究者又はその所属機関と委託契約書により契約を締結する。 理事長は、研究費の総額を受託者の請求に基づき支払う。

# 6 研究事業の開始について

(1) センター所属の研究者の場合 研究者は、前記の交付決定通知日よりその研究開発事業を開始することができる。

#### (2) センター以外に所属する研究者の場合

研究者は、前記の委託契約の締結日よりその研究開発事業を開始することができる。ただし、継続班の場合は、4月1日から委託契約金の支払日まで、新規班の場合は、交付決定通知日から委託契約金の支払日までの間に行った事業については実施したものとみなし、立替払いができる。

# 7 国立がん研究センター研究開発費の取扱について

国立がん研究センター研究開発費の管理、経理及び支出を以下のとおりとする。

(1) センターに所属する研究者の場合

運営費交付金としての受入であり、国立研究開発法人国立がん研究センター会計規程(平成22年4月1日規程第41号)等及び当事務処理要領を遵守し、適正に管理・執行しなければならない。

- (2) センター以外に所属する研究者の場合
  - ア 研究者の所属する機関において定める、公的研究費の管理方法の規程等及び当事務処理要 領を遵守し、適正に管理・執行しなければならない。
  - イ 国立がん研究センター研究開発費の収支を明らかにする帳簿を備え、受け払いの都度記帳 し各研究者の配分額の内訳及び残高が把握できるよう管理しなければならない。
  - ウ 国立がん研究センター研究開発費は現金で保管してはならない。
  - エ 所属機関の預金口座を使用せず、専用の預金口座を開設し使用する場合には、預金利息は 本研究費に充当する。

また、預金利息が生じる口座を開設している場合は、当該年度末(3月31日)までに必ず解約すること。ただし、預金利息が生じない預金口座を開設している場合には、最終年度を除き解約を要しない。

預金口座名義は特に定めはしないが、以下のように課題、研究者名が特定できるようにすることが望ましい。

「国立がん研究センター研究開発費 課題番号 研究者氏名」

- オ 国立がん研究センター研究開発費の支出は所属機関の会計規程等により適正に行い、必ず 支出の根拠を示す支出証拠書類を備えなければならない。
- カ 国立がん研究センター研究開発費の支払日付は、原則として預金通帳の振出日と一致する こととする。また、支払日は所属機関の取扱により適正に行い、数ヶ月分を一括して支払った り、年度終了間際に多額の支払いを行うことのないように注意する。

キ 国立がん研究センター研究開発費に係る物品の納品・検収、役務の提供等については、当該 年度内に終了しなければならない。また、支出についても、当該年度内に終了しなければなら ない。ただし、物品の納品、役務の提供等に関する支出の請求が翌年度の4月以降に行われる 場合は、この限りでない。

# 8 国立がん研究センター研究開発費の費目について

国立がん研究センター研究開発費の経費は「備品費」「消耗品費」「人件費」「謝金」「旅費」「委託費」「その他」に区分されており、その使途は次の通りとする。

## 「備品費」

- (1)研究に必要不可欠な研究機器等と判断できる物品であり、その性質上、原型のまま1年以上を目安として長期の反復使用に耐えうるもの。かつ、取得価格税込20万円以上のものを備品費に計上する(ソフトウェアなどの無形資産も含む)。
- (2) 研究上の必要性が確認できれば、パソコン・スキャナ・プリンター等のOA機器の購入も妨げない。ただし、その際には、研究上の必要性を確認するために、購入理由を書面にて支出証拠書類に添付し、各所属機関における一定の承認プロセスを経ていなければならない。
- (3) 複数の研究班において共有する備品については、使用割合に応じた按分により支出することができる。
- (4) 所有権の移転を伴う賃貸は認めない。
- (5) その他以下に注意して支出しなければならない。

## ア センターに所属する研究者の場合

- ・ 国立研究開発法人国立がん研究センター会計規程(平成22年4月1日規程第41号) 及び国立研究開発法人国立がん研究センター固定資産管理細則(平成22年4月1日細則 第4号)等を遵守しなければならない。
- ・ センター契約審査委員会の審査対象となる備品は、当委員会の承認を得た品目のみ購入 できる。
- ・ 「9 取得物品の取扱について」のとおり、購入した備品は、センターの資産となるため、管理等はセンターの基準に従う。なお、センターの管理台帳で管理されない20万円未満の備品に関しては研究者が管理する(ただし、20万円未満の備品は消耗品として計上する。)。

### イ センター以外に所属する研究者の場合

- ・ 研究者の所属する機関において定める、公的研究費の管理方法の規程等を遵守しなけれ ばならない。
- ・ 「9 取得物品の取扱について」のとおり、購入した備品は、所属機関の資産となるため、 管理等は所属機関の基準に従う。

#### 「消耗品費」

- (1) 物品の性質上、使用するに従い消費され、1年以上を目安とする長期使用に適さないもの。ただし、取得価格税込20万円未満ならば備品相当の性質のものであっても消耗品費に計上する。
- (2) 購入に当たっては使用目的を勘案した上で最も安価なものを選択することは当然であるが、 計画的に執行し、同一品目を短期間に数回にわたって購入するようなことは避けなければなら ない。また、研究上の必要性が疑われやすい品目を購入する際には、購入理由を書面にて支出証 拠書類に添付し、各所属機関における一定の承認プロセスを経ていなければならない。
- (3)以下に消耗品費により購入される物品を例示する。
  - ア 研究用の消耗機材、薬品、試薬、動物及び試料
  - イ 謝品 (プリペイドカード等)、既製ソフト、各種フィルム類、文房具、各種事務用品
  - ウ 雑誌、パンフレット等
- (4) その他以下に注意して支出しなければならない。
  - ア センターに所属する研究者の場合
    - ・ 国立研究開発法人国立がん研究センター会計規程(平成22年4月1日規程第41号) 等を遵守しなければならない。
  - イ センター以外に所属する研究者の場合
    - ・ 研究者の所属する機関において定める、公的研究費の管理方法の規程等を遵守しなけれ ばならない。

## 「人件費」

- (1)支給対象者は、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針等を遵守し実践する研究の遂行上不可欠な高度な専門知識を有する者、研究補助者及び事務補助者(ただし、常勤職員に対する人件費の支給は、重点課題に限る。)であり、別紙2-A等に記載のある者とする。
- (2)人件費の範囲及び雇用条件は、各所属機関の規程によるが、雇用契約期間については、最長で 1年間とし、年度を超えての雇用は認めない。
- (3)人件費受領者所得税の取扱については、所得税法(昭和40年法律第三十三号)に基づき源泉 徴収を行うなど適切に処理しなければならない。やむを得ず源泉徴収を行うことができない場 合においては、所得税法に定める確定申告を支給対象者が行う必要があるので、人件費支給者 は給与支払い証明書を交付し、所定の手続きを行うよう支給対象者に指導しなければならない。
- (4)支給対象者の雇用に当たっては、労災保険、雇用保険、社会保険等法令等で加入が必要なものに対しては、雇用主自らが必要な手続き等を適正に行うことを雇用の要件とする。
- (5) 人件費の支給等については、以下のとおりとする。

# ア センターの場合

国立研究開発法人国立がん研究センター職員給与規程(平成22年4月1日規程第15号)、国立研究開発法人国立がん研究センター非常勤医師及び研究員給与規程(平成22年4月1日規程第17号)、国立研究開発法人国立がん研究センター非常勤職員給与規程(平成22年4月1日規程第16号)、国立研究開発法人国立がん研究センター非常勤職員就業規則(平成22年4月1日規程第9号)等関係規程に従う。

イ センター以外の場合

所属機関の給与規程、就業規則等関係規程に従う。

# 「謝金」

- (1) 謝金は、ある特定の用務の提供に対して継続的な雇用関係のないものに謝礼として支払うものである。
  - ア 研究代表者及び研究分担者には支給不可。
  - イ センター内の職員(常勤・非常勤)への謝金の支給は不可。
  - ウ 支給対象者が国家公務員等となる場合は、原則その者が勤務時間外である場合に限り支給 対象となるので留意されたい。
- (2) 所得税法に基づき源泉徴収を行うなど適切に処理しなければならない。詳細については所轄の税務署に問い合わせられたい。
- (3) 支出対象は各所属機関で判断し、諸謝金支出基準に従って適切に行わなければならない。
- (4)以下に謝金の対象となる用務の例を記載する。
  - ア 医師、臨床検査技師等特殊取扱技術者を対象とし、研究資料及び調査資料の作成、解析研 究に必要な用務を依頼する場合等(医師、検査技師、研究員等特殊技術者が対象)
  - イ 口演、討議等のため招聘する場合 招聘者のため研究協力者には支給不可。
  - ウ アンケート記入等の研究協力を行う場合

なお、治験被験者に支払う謝金は、被験者負担軽減費として、センターでは国立研究開発法 人国立がん研究センター受託研究取扱規程(平成22年4月1日規程第31号)に準じて取り 扱う。

# 「旅費」

# (1) 国内旅費

- ア 支給対象者は、研究に直接必要な旅行(資料収集、各種調査、研究打ち合わせ、班会議、情報収集等が目的の国内学会等)を行う研究代表者、研究分担者、研究協力者及び研究代表者又は研究分担者が招聘する講師等とする。なお、招聘対象者以外の者は、別紙2-A等に記載のある者とする。
- イ センターでは、国立研究開発法人国立がん研究センター旅費規程(平成22年4月1日規 程第12号)により支給する。
- ウ センター以外では、各所属機関の定める規程のとおりとする(定めが無い場合には、国家 公務員の旅費に関する法律(旅費法)を参考とし、所属機関にて定めるものとする。)。
- エ 研究代表者主催の班会議で発生する研究分担者の旅費は研究代表者から研究分担者に配分 された国立がん研究センター研究開発費で支出してもよいものとする。

## (2)海外旅費

- ア 支給対象者は、研究に直接必要な旅行(当該研究上必要な専門家会議、情報交換及び現地調査又は国際学会)を行う研究代表者、研究分担者、研究協力者(所属長の許可が要件)及び研究代表者又は研究分担者が招聘する講師等とする。なお、招聘対象者以外の者は、別紙2-A等に記載のある者とする。
- イ センターでは、国立研究開発法人国立がん研究センター旅費規程(平成22年4月1日規 程第12号)により支給する。
- ウ センター以外では、各所属機関の定める規程のとおりとする(定めが無い場合には、国家 公務員の旅費に関する法律(旅費法)を参考とし、所属機関にて定めるものとする。)。
- エ 出発前の各所属機関が定める期日までに所定の手続きを行わなければならない。

# 「委託費」

- (1) 委託費は、全体研究計画のうち、研究代表者又は研究分担者において実施することが不可能な研究内容について、研究費の範囲内で、研究事業の一部を他の研究機関等に委託して行わせるために必要な経費である。従ってセンター以外の研究者は原則として再委託を行うことができない。
- (2) 委託契約額が研究班全体の配分額のうち50%を超える場合には、理由書を提出し理事長の 承認を得なければならない。
- (3) 委託契約を締結する場合においては、契約書のほか「仕様書」を必ず作成しなければならない。
- (4) 個人との委託契約は認めない。
- (5)年間100万円を超える契約は原則として入札を行うこと。

#### 「その他」

「その他」に計上される項目を以下に例示する。

# (1) 会議費

研究に必要な班会議等の会合に要する経費

# ア 会議における飲食費

- ・ 昼食又は夕食時間を含む会議等の場合は、お弁当代(当日に使用するお茶・菓子代を含む)の支出を可能とする。なお、昼食時間帯等を挟んで、前後に連続して会議を開催しなければならない理由があり、また、一般的に弁当の提供がやむを得ない場合に限る。支出金額の目安は、各所属機関の定めるとおりとするが、定めがない場合は2,000円までを目安とする。
- ・ 昼食又は夕食時間を含まない会議等の場合は、1人当たり、お茶・菓子代の支出を可能と し、必要最低限にとどめること。なお、途中で休憩時間が設けられている長時間会議等一般 的に提供することが相応と判断できる場合に限る。支出金額の目安は、各所属機関の定める とおりとするが、定めがない場合は500円までを目安とする。

# イ 会場借上費

・ 会場の選定に当たっては、各研究者の所属機関内の会議室、公的施設、最も低廉な価格で 利用できる施設の順で選定しなければならない。

#### (2) 通信運搬費

切手、ハガキ、電話電報等通信費、運送料等

・ 郵便は後納郵便扱いとするなど送付先、送料及び件数が管理されていなければならない。 返信用等に添付するなどで切手を使用する場合も同様に、送料、使用者、使用枚数が管理さ れていなければならない。

## (3) 印刷製本費

研究報告書、研究資料、アンケート用紙等の印刷、製本費、論文別刷

# (4) 複写料

コピー等の複写料、ビデオダビング料

# (5)機器修理費

本研究のために使用する機器の修理費

# (6) 雑役務費

投稿料、使用料、借上料、検索料、銀行等振込手数料、英文校正料、翻訳料、測定料、検査料、 スライド作製料、病理標本作製料、国内又は国外で行われる学会参加費、臨床研究倫理指針に基 づく補償保険料、相談料、顧問料、その他、雑役務費に支出することが適当と認められるもの

- ・ 学会参加費の支給対象者は、研究代表者、研究分担者及び研究協力者として、別紙2-Aに 記載のある者とする。プログラム等を証拠書類に添付すること。
- ・ 学会年会費については、当概研究を遂行するに当たり、新規に学会に所属する必要が生じた場合には、その該当研究の研究期間のみ支出を可能とする。新規申込書等を証拠書類に添付すること。支給対象者は学会参加費同様とする。

#### (7)委託事業に係る消費税相当額

センター以外に所属する研究者との委託契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託契約額の総額に対して消費税の課税対象となり、非課税・不課税取引の経費について消費税見合分が必要となる。

# 9 取得物品の取扱について

- (1) 国立がん研究センター研究開発費により取得した物品は、各所属機関の会計規程等関係法規に反しないよう「善良な管理者の注意」をもって適切に管理し、研究終了後は各所属機関の定めに従うこととする。
  - ※ 研究期間終了後、他の類似する研究課題に用いることを妨げない。
- (2) 国立がん研究センター研究開発費研究事業の目的に反して使用してはならない。
- (3) センターにおいては、運営費交付金からの受け入れのため、センター所有物品となり、各研究期間終了後の外部への持ち出しは原則禁止とする。ただし、研究期間終了後、他の類似する研究課題に用いるため一時的に外部へ持ち出す場合は、この限りではない。

## 10 事業計画の変更について

研究代表者は、次の事項に変更等が生じた場合は速やかに理事長に申告し、承認を得なければならない。

- ア 研究者の所属機関等に変更が発生した場合
- イ 研究者が変更するなどの研究組織の変更が発生した場合
- ウ 研究班における研究者間の研究費配分額を変更する必要が発生した場合
- エ 研究班全体の研究費配分額の経費割合に30%以上の増減があった場合

# 11 委託契約の解除等について

次の場合には、契約書の規定によりセンター以外に所属する研究者若しくはその所属機関と締結した委託契約を解除若しくは変更し、契約金の一部若しくは全部を支払わないこと又は契約金を支払った場合には契約金の一部若しくは全部の返還をさせることができるものとする。

- ア 当該研究期間中に「2 国立がん研究センター研究開発費による研究事業への参加条件に定める条件」に合致しなくなったとき。
- イ この契約に違反したとき。
- ウ この研究事業を遂行することが困難であると理事長が認めたとき。

- エ 研究事業による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったことが明らかになったと理事長が認めたとき。
- オ 計画書又は申請書において、故意又は重大な過失により虚偽の記載を行ったことが明らかに なったと理事長が認めたとき。
- カ 研究者から研究の遂行に関し辞退があったとき。
- キ その他やむを得ない事情により、この研究事業の遂行が困難になったとき。

# 12 研究費の繰越について

- (1) 繰越の対象となるのは、当該年度の研究計画において計画時には予想し得なかった要因による場合、かつ、翌年度内に完了する見込みのあるものであること。従って、単に国立がん研究センター研究開発費の余剰が生じたという理由による繰越は認めない。
- (2) 繰越の手続きについては、研究班を代表して研究代表者が理事長に申請し承認を得ることとする。なお、申請期日は別途定めることとする。
- (3)繰越が承認された場合、申請理由に反する支出は認められず、また、翌年度の研究経費とは厳密に区別して管理しなければならない。
- (4) 繰越した経費の再繰越は、原則認めない。
- (5) 当初の研究期間を超える期間の繰越は、原則認めない。
- (6)独立行政法人会計基準の規程により、国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標及 び中長期計画における、計画期間を超える期間の繰越は、認めない。

## 13 研究費の精算について

研究者は、研究費配分を受けた金額の収支について翌年度の4月中旬までに額を確定し、研究 代表者を通じて理事長に報告する。理事長は交付額を確定させた時点で研究代表者に対し、交付 額確定通知書を発行する。センター以外に所属する研究者が概算払いを受けた金額に剰余を生じ た場合は、理事長の指示に従って返納しなければならない。

- ※ センターに所属する研究者はセンター口座による一括管理を行っているため、返金の手続き は特に発生しない。
- ※ 「7 国立がん研究センター研究開発費の取扱について」(2)-エ のとおり、預金利息は研究費に充当するものであるが、未使用の預金利息があった場合には、返金の対象とはならないので、所属機関において適切に処理を行わなければならない。

## 14 収支決算報告について

研究分担者又はその所属機関は、研究代表者が指示する期日までに収支決算報告を行わなければならない。

研究代表者は、研究終了後2ヶ月以内又は翌年5月31日のいずれか早い時期までに班全体の 国立がん研究センター研究開発費収支決算報告書を取りまとめの上、理事長に提出しなければな らない。

※ 収支決算報告書は国立がん研究センター研究開発費収支決算報告書様式「様式3」を使用する。作成要領等は別途定める。

# 15 支出証拠書類について

# (1) センターに所属する研究者の場合

国立研究開発法人国立がん研究センター会計規程(平成22年4月1日規程第41号)等に基づき担当部署にて作成・受領・保管等を行う。

# (2) センター以外に所属する研究者の場合

作成等は所属機関の規程等の定めによるが、5年間の保管を要する。ただし、収支決算報告時 に理事長に対して原本を提出した場合はこの限りではない。

所属機関における定めがない場合は、以下を参考とされたい。

## 「備品費」

見積書、合見積書、契約書、納品書、請求書、仕様書 (カタログ書)、振替伝票等支払の証明となるもの

#### 「消耗品費」

見積書、合見積書、契約書、納品書、請求書、振替伝票等支払の証明となるもの

## 「人件費」

勤務時間管理簿、支払を確認できるもの、支給額の格付を証明するもの、用務等支給対象事項で参考となる関係書類

# 「謝金」

出務整理簿、支払を確認できるもの、支給額の格付を証明するもの、用務等支給対象事項で 参考となる関係書類

#### 「旅費」

旅費概算・精算請求書、旅行命令簿、旅行日程表、復命書、請求書(領収書)、半券、宿泊 施設領収書、用務等支給対象事項で参考となる関係書類

## 「委託費」

見積書、合見積書、契約書、納品書、請求書、仕様書、振替伝票等支払の証明となるもの

## 「その他」

見積書、合見積書、契約書、納品書、請求書、仕様書、振替伝票等支払の証明となるもの

# 16 特許権等の取扱について

# (1) センターに所属する研究者の場合

国立研究開発法人国立がん研究センター職務発明規程(平成22年4月1日規程第46号)の定めるところとする。

# (2) センター以外に所属する研究者の場合

研究事業を行った結果、発明等(発明、考案、意匠)の創作が得られ、かつ、特許権等の知的 財産権を得た場合には、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、理 事長に報告しなければならない。なお、取得した特許権等の権利の行使は、委託契約書の定める ところとする。

## 17 研究成果の公表について

研究者は研究事業の成果を公表又は刊行するときは、次の通り国立がん研究センター研究開発 費による成果である旨を明記しなければならない。

#### ア 和文例

「国立がん研究センター研究開発費(研究課題番号)による研究成果」

#### イ 英文例

「This work was supported in part by The National Cancer Center Research and Development Fund (研究課題番号).」

## 18 中間・事後評価研究報告書提出について

研究代表者は中間・事後評価を受けるため、研究報告書を提出することとする。研究報告書は統合様式である国立がん研究センター研究開発費研究報告書様式「様式2」を使用する。提出時期及び作成要領については別途定める。

# 19 研究報告書提出について

研究代表者は研究事業の実績を報告するため、研究報告書を提出することとする。研究報告書は統合様式である国立がん研究センター研究開発費研究報告書様式「様式2」を使用する。提出時期及び作成要領については別途定める。

# 20 研究報告書の一般公開について

研究代表者から提出された、萌芽的研究課題を除く前記の研究報告書は、センター公式HP内において、一般公開するものとなることを十分に留意されたい。公開の時期、要領等は別途定める。

## 21 健康危険情報の報告について

「健康危険情報の取扱いについて」(平成9年7月11日政医第230号)及び「健康危険情報の取扱いについて」(平成18年7月19日医政病第0719004号)に基づき、国立がん研究

センター研究開発費により研究を実施している研究者が、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報(以下「健康危険情報」という。)を把握した場合には、各研究代表者から速やかに国立がん研究センター研究支援センター研究管理部研究管理課長、厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理調整官(FAX 03-3503-0183)まで同時に連絡するものとする。

なお、報告内容については所属機関の健康危険情報管理者にも速やかに報告を行う。